社会福祉法人淡海すぎのこ会

役員等報酬規程

（目的）

第1条　この規定は、社会福祉法人淡海すぎのこ会（以下「当法人」という）定款第 9 条および第 23 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給及び算定方法）

第2条　役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

（1）　役員等が法人業務を行う場合に別表 1 のとおり、報酬を支給する。

（2）　役員等が職務のため出張をしたときは、職員の出張旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第 3 条　当法人職員を兼務し、職員給与を支給している税法上の使用人兼務役員（以下、「使用人兼務役員」という。）に対しては、職員給与と別に役員報酬等を支給する。役員報酬等の額及び算定方法は前条の通りとする。

（報酬等の支給方法）

第 4 条　報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。また、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。なお、前条に定める使用人兼務役員の報酬は、当該会議に出席した日が属する月または翌月の職員給与に合算して支給する。

（端数の処理）

第 5 条　この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処を行う。

（1）50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

（2）50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

（公表）

第 6 条　当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第 7 条　この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第８条　この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附　　則

この規定は、平成２９年４月１日より施行する。

この規定は、平成３０年６月１８日より一部改正して施行する。

この規定は、令和　４年６月２５日より一部改正して施行する。

この規定は、令和　７年４月　１日より一部改正して施行する。

別表１（役員等の報酬）

	日額
評議員会への出席	3,000 円
理事会等会議への出席	3,000 円
監事監査等への出席	3,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出席	3,000 円